

令和元年11月吉日

お客さま各位

興能信用金庫

キャッシュカードによるATM支払限度額の変更について

日頃は、興能信用金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。当金庫では、高齢者を対象とする振込詐欺、還付金詐欺等の特殊詐欺防止策としてキャッシュカードのATM振込制限を平成29年3月6日から実施しております。

このたび令和元年12月20日（金）からお引出しに関しましても同様に制限をさせていただくこととなりました。

お客さまにおかれましては、ご不便をおかけしますが、何卒、ご理解ご協力いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

記

取扱開始日	令和元年12月20日（金）
対象となるお客さま	「過去3年間」、ATMでのキャッシュカードによるお引出しのお取扱いがない満70歳以上の個人のお客さま方
制限内容	ATMにおける出金限度額を「1日10万円」までとさせていただきます。

※ATM出金制限の解除を希望されるお客さまは、①ご本人さま確認書類（運転免許書等）②お届出印鑑③キャッシュカード④通帳をお持ちのうえ当金庫窓口にお問い合わせください。

以上



70歳以上のお客さまへ キャッシュカードによる お引出し・お振込み 一部利用制限について

【詐欺被害からお客さまをお守りするために】

	お引き出しの一部利用制限	お振込みの一部利用制限
制限開始日	令和元年12月20日 から開始いたします	すでに実施中
対象となる お客様	3年以上、キャッシュカードによる ATMでのお引出しをされていない 口座をお持ちの70歳以上のお客さま	3年以上、キャッシュカードによる ATMでのお振込みをされていない 口座をお持ちの70歳以上のお客さま
制限の内容	ATMでのお引出しは 1日10万円を限度 とさせていただきます <small>※窓口で増額手続が行えます。</small>	お振込みはできません ATMでのお振込みは制限させて いただきます <small>※窓口で増額手続が行えます。</small>

いつも興能信用金庫をご利用いただきありがとうございます。

昨今、警察や銀行協会等を装って、言葉巧みにキャッシュカードと暗証番号を騙し取り、その後すぐに現金を引出す『キャッシュカード詐欺被害』が急増しております。

また、振り込め詐欺、特にキャッシュカードによるお振込みに不慣れなご高齢のお客さまをATMコーナーに誘導して、ご預金を振り込ませる『還付金詐欺』も多発しております。

当金庫では、このような被害を防止・軽減するための緊急対応をとして、『キャッシュカード機能の一部利用制限』を実施させていただきます。

大変ご不便をおかけいたしますが、お客さまの大切なご預金を悪質な犯罪からお守りするための対応となりますので、何卒、ご理解のほどお願いいたします。

なお、詳しくは店頭窓口にお問い合わせください。

